様式第６号(第５条関係)

狭あい道路協議申請書

　守山市狭あい道路整備事業に関する要綱の規定に基づき、後退用地等の測量および売買ならびに後退用地等内の工作物等の除去等について、関係書類を添えて協議申請します。

年　　月　　日

　守山市長　　　　　　　あて

申請者(建築主および土地所有者、複数の場合は裏面に記入すること)

住所

氏名

電話番号

代理者　　　　氏　　名

電話番号

|  |  |
| --- | --- |
| 狭あい道路の名称 | 　 |
| 後退用地等の所在地等 | 守山市 |
| 登記地目 | 　 | 登記面積 | m2 |
| 後退用地等内の工作物等 | 　 |
| 所有権以外の権利関係 | (有の場合、権利の種類を記載) |
| 境界の確定状況 | 官地 | ・確定済(　　　年　月　日　第　　　号)・一部確定(　　　年　月　日　第　　　号)・未確定または不明 |
| 民地 | ・確定済　　・一部確定　　・未確定または不明 |
| 関係法令の手続予定年月日 | 建築確認申請 | 　　　　年　　月　　日 |
| その他(　　　　　　　　　　) | 　　　　年　　月　　日 |

添付書類

(1)　委任状（代理人により協議申請書を提出し、協議する場合）

(2)　位置図（1/2,500程度）

(3)　配置図（1/100程度、敷地および周辺の道路・水路を含む、道路後退線を記載のこと）

(4)　登記簿（全部事項証明書）、公図の写し

(5)　狭あい道路と後退用地等の付近の写真

(6)　同意書（署名または記名押印のこと）

(7)　その他必要書類

同意書

守山市長　あて

私　　　　　　　は、　　　　　　　　より説明を受け、狭あい道路整備事業に関する協議申請に関し、下記について同意します。

１　道路後退線内の下水桝、水道メーター、工作物等は申請人にて撤去すること。

２　道路後退敷地内の電柱を電気事業者または電気通信事業者に依頼し、自己所有地内に

移設すること。

３　公図と現地が相違する場合は、狭あい道路整備事業が実施出来ないこと。

４　狭あい道路整備事業は、市が指定した区間内における道路後退線内の全ての下水桝、

水道メーター、工作物等の後退後に実施されること。

５　守山市狭あい道路整備事業に関する要綱が改正された際には新しい要綱に準拠するこ

と。

６　守山市狭あい道路整備事業に関する要綱に定められた協定書を市と締結すること。

　　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

様式第６号(第５条関係)

**記入例**

狭あい道路協議申請書

　守山市狭あい道路整備事業に関する要綱の規定に基づき、後退用地等の測量および売買ならびに後退用地等内の工作物等の除去等について、関係書類を添えて協議申請します。

〇年　〇月　〇日

　守山市長　○ ○ ○ ○ あて

申請者(建築主および土地所有者、複数の場合は裏面に記入すること)

住所　守山市○○町○○番〇

氏名　○○　○○

電話番号　○○○-○○○○-○○○○

代理者　　　　氏　　名　○○建築設計事務所　○○　○○

電話番号　○○○-○○○○-○○○○

|  |  |
| --- | --- |
| 狭あい道路の名称 | 　○○□号線 |
| 後退用地等の所在地等 | 守山市○○町○○番〇 |
| 登記地目 | 　宅地 | 登記面積 | ○○○.○○m2 |
| 後退用地等内の工作物等 | ブロック塀、電柱、水道メーター、下水道公共桝、防犯施設（消火栓・防犯灯） 等 |
| 所有権以外の権利関係 | (有の場合、権利の種類を記載)抵当権　等 |
| 境界の確定状況 | 官地 | ・確定済(△△○年○月○日　守土管第○○○号)・一部確定(　　　年　月　日　第　　　号)・未確定または不明 |
| 民地 | ・確定済　　・一部確定　　・未確定または不明 |
| 関係法令の手続予定年月日 | 建築確認申請 | 　　　　年　　月　　日 |
| その他(　　　　　　　　　　) | 　　　　年　　月　　日 |

添付書類

(1)　委任状（代理人により協議申請書を提出し、協議する場合）

(2)　位置図（1/2,500程度）

(3)　配置図（1/100程度、敷地および周辺の道路・水路を含む、道路後退線を記載のこと）

(4)　登記簿（全部事項証明書）、公図の写し

(5)　狭あい道路と後退用地等の付近の写真

(6)　同意書（署名または記名押印のこと）

(7)　その他必要書類

同意書

**記入例**

守山市長　あて

私（建築主等　個人名）は、（説明者　会社名と個人名）より説明を受け、狭あい道路整備事業に関する協議申請に関し、下記について同意します。

１　道路後退線内の下水桝、水道メーター、工作物等は申請人にて撤去すること。

２　道路後退敷地内の電柱を電気事業者または電気通信事業者に依頼し、自己所有地内に

移設すること。

３　公図と現地が相違する場合は、狭あい道路整備事業が実施出来ないこと。

４　狭あい道路整備事業は、市が指定した区間内における道路後退線内の全ての下水桝、

水道メーター、工作物等の後退後に実施されること。

５　守山市狭あい道路整備事業に関する要綱が改正された際には新しい要綱に準拠するこ

と。

６　守山市狭あい道路整備事業に関する要綱に定められた協定書を市と締結すること。

　　　住所　【建築主等　住所】

氏名　【建築主等　個人名（署名または記名押印 ）】　　　　　　　　　　印